

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土建第824号

簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の公告（単体発注）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和元年9月4日

沖縄県知事 玉城康裕

1 業務概要

- (1) 業務名 令和元年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務
- (2) 履行場所 沖縄県全域
- (3) 業務の目的
本事業は、沖縄県耐震改修促進計画（平成30年4月）において、令和2年までに住宅の耐震化率を95%までに引き上げるとした目標を達成するため、簡易診断技術者の派遣に関する業務を実施することを目的とする。
- (4) 業務内容
別紙特記仕様書による。
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年3月10日まで
- (6) 契約限度額 13,492,000円（税別）以下で契約を行う。
- (7) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 建築に関する技術及び関係法令を熟知し、かつ過去に建築物の耐震診断業務又は同種業務・類似業務の実績があること。（建築物の耐震診断業務、同種業務、類似業務とも日本国内における国・地方公共団体から委託を受けた業務の実績とする。以下同じ。）
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - オ 沖縄県内に本店（主たる事務所）若しくは支店（従たる事務所）がある法人であること。
 - カ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。

(2) 企業及び管理技術者の要件

- ア 企業に関する要件
 - (ア) 2(2)イに掲げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。
 - (イ) 同種業務・類似業務の実績
以下に示す同種業務・類似業務について、平成21年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、同種業務又は類似業務については1件以上実績を有さなければならない。
 - a 同種業務：建築構造に係る技術者派遣業務
 - b 類似業務：建築物に係る技術者派遣業務、建築物の資格関係に係る講習会、建築物に係る相談

窓口業務

イ 配置予定管理技術者の資格に関する要件

(7) 一級建築士であり、以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 構造設計一級建築士
- b 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省第28号）第5条第1項第1号に定める耐震診断資格者
- c 沖縄県民間住宅耐震診断・改修等事業に係る沖縄県耐震技術者

(4) 同種・類似業務の実績

以下に示す同種業務・類似業務について、平成21年度以降から公告日まで完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、同種業務又は類似業務については1件以上（類似業務における建築物の耐震診断業務（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第2条(1)に規定する評価機関においては耐震診断評価業務を含む。）については5件以上）の実績を有さなければならない。

- a 同種業務：建築構造に係る技術者派遣業務
- b 類似業務：建築物に係る技術者派遣業務、建築物の資格関係に係る講習会、建築物に係る相談窓口業務、建築物の耐震診断業務

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等

2(1)の参加要件を満たし、2(2)の実績を勘案の上、選定した後に通知する。

4 受託者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

- (7) 予定技術者の経験及び能力
- (4) 実施方針等
- (ウ) 評価テーマに対する技術提案
- (エ) 見積の妥当性

(2) 受託者の決定方法

受託者の決定は、建築指導課技術審査会において(1)により算出された評価値の最も高い者を受託候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。ただし、技術提案書の評価の結果、全ての技術提案書が当該業務を遂行する基準を満たしていないと判断した場合は、受託候補者を選定しない。

受託者は、受託候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出したものの全員に通知する。

5 各種手続き等

(1) 参加説明書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和元年9月4日（水）から

イ 交付方法 沖縄県土木建築部建築指導課ホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/shido/index.html>

ウ 問い合わせ先 6(5)の場所

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所、方法等

(7) 期間 令和元年9月4日（水）から令和元年9月11日（水）午後5時まで

(4) 提出方法等 参加説明書による。

イ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

郵便等をもって令和元年9月12日（木）発送を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請の通知（選定通知）を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 期間 令和元年9月12日（木）から令和元年9月27日（金）午後5時まで

(イ) 提出方法等 参加説明書による。

(4) 受託者の決定日

受託者は、下記の日時までに決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、4(2)により通知する。

ア 日時：令和元年9月30日（月）（予定）

6 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第1号から第6号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部または一部を免除することができる。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(5) 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県土木建築部建築指導課 指導班

電話番号 098-866-2413

(6) 詳細は参加説明書による。